岡崎市米・麦・大豆需給調整推進費補助金交付要綱

（目的）

第１条　この要綱は、経営所得安定対策等の目的である農業経営の改善、自給率の向上を目指すものであり、この目的を達成するための戦略として農業団体の主体的・計画的な取組みを支援し、米の需給調整のみならず、生産構造の改善や需要に応じた出荷・流通の円滑化及び作物の適期防除を図るために、予算の範囲内で交付する岡崎市米･麦･大豆需給調整推進費補助金（以下「補助金」という。）について必要な事項を定めるものであり、補助金の交付及び事業の実施に関しては、岡崎市市費補助金等に関する規則（昭和34年岡崎市規則第３号、以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（補助対象者）

第２条　この事業は、前条の目的を達成し、経営所得安定対策等を推進するため、あいち三河農業協同組合（以下、「農協」という。）を補助対象者とする。

（補助対象事業）

第３条　補助対象経費は、農協が支出する下表の経費とする。

区　　分	内　　容	経　　費
⑴　米需給調整推進費	農業者・集落の啓発指導、推進対策の検討・樹立等、需給調整の円滑な推進に要する事務費	会場費、講師料、会議資料作成費等
⑵　生産流通改善促進費	安全・安心な農産物生産のための啓発指導事務費、米麦混入防止対策に係る乾燥調製施設の清掃費等、米・麦・大豆の生産流通改善に要する経費	水稲生産日誌作成費 水稲栽培こよみ作成費 乾燥調整施設清掃費等

（補助金の額）

第４条　補助金の額は、補助対象経費の３分の１以内とし、1,000円未満を切り捨てるものとする。

（交付申請）

第５条　補助金の交付申請をしようとする者は、岡崎市米・麦・大豆需給調整推進費補助金交付申請書（様式第１号）に次に掲げる書類を添え、事業に着手する前に市長に提出しなければならない。

⑴　収支予算書

⑵　事業計画書

⑶　前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

２　補助金の交付申請をしようとする者は、前項に規定する申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（交付対象経費に含まれる消費税等相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に交付率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合については、この限りでない。

（交付決定）

第６条　市長は、前条に規定する申請があった場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、補助金の交付決定をし、規則第７条の規定に基づき補助事業者へ通知するものとする。

２　市長は、前項の決定に際して、必要な条件を付すことができる。

（補助事業の変更及び中止の承認）

第７条　補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、当該交付決定に係る事業の内容について変更をしようとする場合、又は補助事業を中止もしくは廃止しようとする場合において岡崎市米・麦・大豆需給調整推進費補助金変更承認申請書（様式２号）を市長に提出し、市長の承認を受けなければならない。

２　市長は、前項の承認をする場合において、補助金の交付の目的を達成するため必要があるときは、交付決定の内容を変更し、条件を付すことができる。

（実績報告）

第８条　補助事業者は、当該事業が完了したときは岡崎市米・麦・大豆需給調整推進費補助金実績報告書（様式第３号）に次に掲げる書類を添え、当該事業の完了後10日以内（10日以内に当該年度の末日が到来する場合にあっては当該年度の末日までの間）に市長に提出しなければならない。

⑴　収支精算書

⑵　事業実績書

⑶　事業の実施に要した経費の支払いを証明する書類

⑷　前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

２　第５条第２項のただし書きにより交付の申請をした交付対象者は、前項の実績報告書を提出するに当たり、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して提出しなければならない。

３　第５条第２項のただし書きにより交付の申請をした交付対象者は、第１項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した交付対象者については、その金額が減じた額を上回る部分の金額）について、速やかに市長に報告するとともに、市長の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

（額の確定）

第９条　市長は、前条の報告を受けたときは、その内容の審査及び必要に応じて調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付決定内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、規則第11条に基づき補助事業者に通知するものとする。

（補助金の交付）

第10条　補助金は、前条に規定する補助金額の額の確定後、補助事業者からの請求により交付する。

（附　則）

１　この要綱は、平成23年４月１日から施行する。

２　この要綱は、令和９年３月31日限りで、その効力を失う。

（附　則）

この要綱は、平成24年４月１日から施行する。

（附　則）

この要綱は、平成25年４月１日から施行する。

（附　則）

この要綱は、平成26年４月１日から施行する。

（附　則）

この要綱は、平成27年４月１日から施行する。

（附　則）

この要綱は、平成30年４月１日から施行する。

（附　則）

この要綱は、令和３年４月１日から施行する。

（附　則）

この要綱は、令和６年４月１日から施行する。

様式第１号（第５条関係）

岡崎市米・麦・大豆需給調整推進費補助金交付申請書

年　　月　　日

（宛先）岡崎市長

（申請者）所在地
団体名
代表者名　　（※）

(※)本人（代表者）が手書きしない場合は、記名押印してください。

米・麦・大豆需給調整推進事業について、次のとおり補助金を交付してください。

１　補助事業の目的

２　補助事業の内容

３　補助事業の完了予定期日
年　　月　　日

４　交付を受けようとする補助金の額及びその算出基礎

５　補助事業の経費の配分及び経費の配分及び経費の使用方法

６　添付書類

様式第２号（第７条関係）

岡崎市米・麦・大豆需給調整推進費補助金変更承認申請書

年　　月　　日

（宛先）岡崎市長

（申請者）所在地
団体名
代表者名　　（※）

(※)本人（代表者）が手書きしない場合は、記名押印してください。

年　　月　　日付け　岡崎市指令第　　号で補助金の交付決定があった米・麦・大豆需給調整推進事業について、次のとおり内容を変更しますので承認してください。

１　補助事業の変更理由

２　補助事業の変更内容

（注）１　変更事項ごとに補助金交付申請書の様式によって変更後の欄を設け、その内容が対比できるように作成すること。
２　補助事業を中止又は廃止する場合にあっては、「変更承認申請書」を「中止・廃止承認申請書」に、「１　市費補助事業の変更理由」を「市費補助事業の中止・廃止理由」に読み替えること。

様式第３号（第８条関係）

岡崎市米・麦・大豆需給調整推進費補助金実績報告書

年　　月　　日

（宛先）岡崎市長

（申請者）所在地
団体名
代表者名　　（※）
(※)本人（代表者）が手書きしない場合は、記名押印してください。

年　　月　　日付け　岡崎市指令　第　　号で補助金の交付決定があった事業は、次のとおり完了しましたので報告します。

１　補助事業の名称

２　補助事業の実施期間
年　　月　　日～　　年　　月　　日

３　補助金の交付決定額及びその精算額
交付決定額　￥　　．-
精　算　額　￥　　．-

４　補助事業の成果

５　添付書類